

学生便覧 2026年度

福祉総合学研究科

福祉社会専攻

G2026-3

福祉総合学研究科 福祉社会専攻

I. 教育研究上の目的

福祉総合学研究科は、福祉社会の構築に係わる理論と実践について、学際的視点に立った教育研究を行い、福祉社会の実現と文化の進展に寄与し、その創造に資する知識・技術と実践力をもつ専門職業人、福祉専門職及び教育・研究人材を養成する。

II. 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

所定の単位を修得して学位論文審査に合格し、かつ以下に該当すると判断した場合に、修士（福祉社会）の学位を授与する。

1. 社会で求められる倫理観と研究能力を修得し、誰もが心身ともに豊かに生活できる福祉社会の創造と実現に貢献することができる。
2. 研究と実践の双方において社会に貢献できる能力を修得し、福祉社会の課題に学際的に取り組むことができる。
3. 社会福祉の理論と政策、ソーシャルワーク、福祉経営などの実践的専門分野を徹底して学び、各々の分野でリーダーとして、対人援助及び社会活動を展開することができる。

III. 教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

福祉総合学研究科福祉社会専攻では、ディプロマ・ポリシーに基づき、福祉社会の創造と実現に指導的役割を果たす福祉人材及び教育・研究に携わる人材を養成するため、以下に掲げる方針によりカリキュラム（教育課程）を編成する。

1. 福祉社会に関する研究を遂行する前提として、福祉哲学、科学的思考の方法、文献の読み方、社会調査の方法を習得するため、必修の基礎論科目を設置する。
2. 福祉社会研究の基礎となる知識、とくに社会福祉の理論と政策、ソーシャルワーク、福祉経営に関する視点と遂行力を修得するため、特論科目を設置する。
3. 福祉社会に係る研究成果として修士論文を作成するため、演習科目を設置する。
4. 現在の福祉を再考し、QOL と自己実現が保障される福祉社会を研究・考察するため、最先端のトピックを取り入れた特別講義科目を設置する。
5. アセスメント・ポリシーに基づく学修アセスメント・プランを提示し、ディプロマ・ポリシーに示す能力の修得状況及び大学院生としての成長に伴う達成度を測定、評価する。

以上の教育課程の編成に基づき、各授業内容に応じて、高度な専門知識の修得を目的とする「講義」、知識や理論の実践や論文の作成・発表手法の修得を目的とする「演習」を取り入れた授業形態を採用する。また、社会のニーズを踏まえた教育を展開することができるように実務家教員を配置する。さらに、合理的な授業人数の調整やICTを活用した教育方法を導入し、より効果的な教育を実施する。

IV. 修士論文指導は、次のように実施していく。

入学時に提出する研究計画書を基に指導教員を決定する。指導教員は学生本人の研究指導、および研究科委員会の協議をもとに副指導教員2名以上を選定し、指導教員を中心に継続的に指導する。また、公開による発表会（審査会）における研究発表等を通して指導教員、副指導教員以外の研究科所属教員も随時指導に協力する。

学年	期間	発表会等計画	留意点等
1年次	入学時	『研究計画書』提出	指導教員および副指導教員2名以上を決定する。
	後半	研究中間発表	研究テーマ、問題設定の妥当性、研究方法とその適格性等を審査する。
2年次	前半	論文作成計画発表	研究計画および論文構成の妥当性、参考文献、調査・資料収集の適格性等を審査する。
	後半	修士論文概要発表	研究論文としての量的・質的妥当性、データおよび資料、先行研究等の分析の適格性、論文作成の進行状況等を審査する。

V. 修士論文概要発表において、指導教員および副指導教員より論文提出の許可を得た者が、最終的に修士論文の審査を願い出ることができる。

提出に関する詳細は、以下のとおりである。

○学位論文提出期間

年度によって提出期間及び締め切り日等は異なるが、概ね12月もしくは6月を提出期間として設定する。

*必ず掲示や当該大学院事務室にて確認すること。

○大学に提出するもの

- ①学位論文提出票..... 1部
- ②学位論文審査願（所定用紙）..... 1部
- ③修士論文..... 電子データで提出
- ④修士論文要旨..... 電子データで提出
- ⑤誓約書..... 1部

○修士論文並びに修士論文要旨の作成様式

- ①記載言語は、和文、英文を問わないが、横書きで記載する。
- ②用紙は、A4版（横 210×縦 297mm）とし、以下の字組で記載すること。
和文の場合 1ページあたり、1行を40字とし36行とする。
英文の場合 1ページあたり、1行を半角の70字とし36行とする。
- ③各表紙・ページの余白については、所定の修士課程用様式に従って作成すること。
- ④ページ番号の記載方法については、用紙下段（余白）の中央に記入すること。
- ⑤注の表記や出典の表記等の学術表記は、指導教員の指示に従う。
- ⑥修士論文の分量は以下のとおりである。
 和文.....28,000字相当以上
 英文.....A4版1ページ36行35枚以上

*和文・英文とも、上記分量に、参考文献と添付資料は分量に含めない。

VI. 修士論文の審査は、次の要領で実施する。

1. 主査及び副査2名以上で行う。
2. 審査は主に次に挙げる事項を基準に審査を進める。
 - (1) 論文は、学位申請者が主体的に取り組んだ研究成果であること。
 - (2) 論文の内容は、新規性又は独創性等を有していること。
 - (3) 論文の構成と内容、分量が次の観点から適切であると判断されること。
 - ① 論文のテーマ設定、問題の立て方等が意義深いものであるか。
 - ② 研究の背景について述べられ、研究目的が明確であるか。
 - ③ 研究方法について述べられ、目的に沿った方法であるか。
 - ④ データや資料は、適切な方法で収集され、適切に提示されているか。
 - ⑤ 提示されたデータや資料に基づき、適切な考察がなされているか。
 - ⑥ 研究目的を踏まえて、適切な結論が導き出されているか。
 - ⑦ 文献の引用、資料の提示は適切になされているか。
 - (4) 「城西国際大学における公正な研究活動の推進に関する規程」を順守していること。

VII. 修士論文の提出後に行う口述試験は、次の要領で実施する。

1. 主査及び副査2名以上で行う。時間は、発表10分、質疑応答20分を原則とする。
2. 口述試験は主に次に挙げる事項を基準に進める。
 - (1) 論文内容の説明が適切であること。
 - ① 論文全体について適切、かつ、論理的に説明することができたか。
 - ② (必要に応じて) 研究倫理について正しく理解し、明確に説明することができたか。
 - ③ 論文の新規性又は独自性等を正しく認識し、説明することができたか。
 - (2) 質疑応答における論文内容の説明が適切であること。
 - ① 質疑に対し、論文内容を適切な手法で説明することができたか。
 - ② 質疑に対し、適切に応答することができたか。

※口述試験において上記事項に一部不備が認められる場合には、論文の修正を求めることがあり、その場合は論文に修正を加え再提出すること。

VIII. 修士論文審査の可否は、主査及び副査が論文・報告書審査、口述試験から「合」「否」を判定し、研究科長に報告する。審査結果は研究科委員会において審議し、その結果からディプロマ・ポリシーに基づき、意見を取りまとめ、それをもとに学長が学位授与の可否を決定する。

合格した者には、「修士（福祉社会）」の学位を授与する。